

大阪商業大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大阪商業大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪商業大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、昭和24(1949)年の設置以来、建学の理念として「世に役立つ人物の養成」を掲げてきたが、時代に即した具体的な解釈が必要であると認識し、平成9(1997)年に「建学の理念を支える4つの柱」である「思いやりと礼節」「基礎的実学」「柔軟な思考力」「楽しい生き方」を定義した。これら大学の教育研究指針は、大学の特徴である、社会でリーダーシップを発揮する職業人の育成を目指すためのものであり、大学案内やホームページを通じて学外に明確に示されているほか、卒業式・入学式において学生へ学長自ら講話し、入学オリエンテーションの際にも詳細な説明が行われている。また、教職員へは教授会や事務局会議のほか、FD(Faculty Development)やSD(Staff Development)活動を行う過程で周知、共有されている。

「基準2. 学修と教授」について

各学部学科では、即戦力として必要とされる知識、すなわち「狭義の実学」とともに、長期的視野に立って自らを成長させる知恵としての「広義の実学」である教養を、並列的に4年間をかけて身に付けるための体系的な教育課程を編成している。学修成果と三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）の整合を保つべく、教育課程のより充実したPDCAサイクルの確立を目指している。

職業人養成の観点から重要な就業力の育成を見据え、キャリアを意識した科目群やゼミ指導体制を充実させるとともに、キャリアサポート委員会とキャリアサポート室が連携し、学生への就業・進学に対する具体的な相談や助言を行っている。

校舎の規模、図書館の整備、博物館等の施設、ITインフラは大学施設として十分なものであり、また、学生の安全確保を優先事項とした学内の管理運営体制が適切に整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学の運営に当たり、理事会組織は健全に活動し、監事の監査も適切に行われている。また、大学運営協議会、大学教授会、学部連絡会議及び大学院教授会を中心に、教学や事務運営における理事長・学長のリーダーシップが発揮できるような体制を整備し、学長を補佐する副学長が適宜配置され、教育研究あるいは社会連携の領域において、メリハリのある活動が行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

自己点検評価委員会やFD委員会を軸とした、教育力向上や、事務部門の学内運営体制

充実のための組織的取組みがなされ、各教員が「教員自己点検評価表」を作成するほか、四つの FD ワーキンググループを設置し、授業改善や研究活動の活性化を図っている。また、事務部門においては各課で課題を設定・解決を行い、自己点検・評価活動を展開している。

社会的な説明責任を果たすべく、学校教育法に基づき、大学の教育研究あるいは財務内容に関する情報公開が、ホームページなどで積極的に行われている。そして、自己点検・評価活動に関する報告書についても図書館やホームページにおいて広く公表されている。

総じて、社会でリーダーシップを発揮できる職業人を育成することを目的として学修成果を定め、三つの方針を軸としながら、学生の学修支援を行う仕組みを教職員組織内に確立し、それを充実向上させるための体制が整えられている。また、大学の教育研究を支えるための大学運営基盤は、理事会の統率のもと、ハードやソフト及び財務の面で充実していると言える。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会貢献と連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学は、建学の理念である「世に役立つ人物の養成」を基礎とし、「大阪商業大学学則」第 1 条に「広く知識を授けるとともに、専門の諸科学を深く教授研究し、広い視野と的確な判断力をもった人材を育成し、社会の発展、学術と文化の向上に貢献することを目的とする」と教育目的を定め、かつ具体的な解釈として「思いやりと礼節」「基礎的実学」「柔軟な思考力」「楽しい生き方」の「4 つの柱」を掲げており、明確かつ簡潔に教育目的と教育研究指針が示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学設置基準第 2 条にのっとり、学科ごとの教育目的を大学学則第 4 条に定め、また大学院においては専攻ごとの教育目的を「大阪商業大学大学院学則」第 2 条の 2 において簡潔に明文化している。

建学の理念の具体的解釈を時代に応じて示すべく、平成 9(1997)年に「建学の理念を支える 4 つの柱」を明示するとともに、その実現に向けて、平成 10(1998)年以降「起業教育」と「起業家育成プロジェクト」に注力してきた。平成 14(2002)年度には、起業家精神の涵養からインキュベーション施設の設置や出資制度による創業支援に至るまでのトータルな取り組みである、起業家育成のための「大阪商業大学ビジネス・パイオニアコース」(OBP コース)を設置した。平成 20(2008)年には「質の高い大学教育推進プログラム(教育 GP)」に採択された、実践教育を特徴とした「フィールドワークゼミ」を導入し、ビジネス・アイデアコンテストの開催等、地域に開かれた大学として、さまざまな施策を展開している。

【優れた点】

○「個別面談体制と社会人力向上の展開による就職率の維持・向上」をテーマにしたプロジェクトが、文部科学省の平成 21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業」に選定され、平成 24(2012)年度に独立行政法人日本学生支援機構「学生支援推進プログラム評価委員会」から最高の S 評価を受けていることは大変優れていると評価できる。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的を達成するため、大学運営協議会において三つの方針との整合性を維持しつつ事業計画書を策定し、理事会においてそれが審議・承認されている。これを通じて、主要教員と役員が、大学の使命・目的を共有している。また、事業計画書は大学教授会及び事務局会議等で教職員に説明が行われ、その内容は使命や教育目的とともに共有されている。そして、建学の理念及び教育目的、それを反映した三つの方針は、印刷物や大学、大

学院のホームページに明記され、学内外に周知されている。

教育目的の実現のために、学部・学科、研究機関、各センターが設置されており、これらが大学運営協議会、大学教授会、学部連絡会議、各種委員会及び各機関委員会を通じて使命・目的達成のために、組織立った横断的な連携をとりながら運営を行っている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、建学の理念に基づく教育目的に応じて学部・学科別に明文化され、大学案内、入試ガイド、入学試験要項、大学ホームページ等に明記されている。

オープンキャンパスや進学相談会、高校教員対象入試説明会等で資料を配付し、入学者の受入れ方針について説明している。

入学試験の実施運営は、入学委員会において、「大阪商業大学入学委員会規程」にのっとり、入試問題作成から当日の入試業務など役割分担を明確にし、入試委員会委員が厳格に運営を行っている。

大学全体での在籍学生数は収容定員を満たしており、適切な学生数を維持している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーに基づくカリキュラムポリシーで学科ごとの教育実施方針と、目標とする人材育成像が具体的に明示されており、ホームページや大学案内などで広く周知されている。大学院課程では、建学の理念に基づいたカリキュラムポリシーを定め、各専攻の人材育成像を明確にし、研究指導を行っている。

教育課程は、編成方針並びに各学科が定める教育実施方針に基づき体系的に編成されており、平成26(2014)年度から、各学科に複数のコースを設け、目標達成に向けた学びを着実に修得できるよう履修推奨モデルを定めている。

単位制度の実質化を図るために、履修の手引きに授業時間と単位をはじめ、学年ごとの履修登録単位数の上限など履修における注意点を明確に示している。

大教室の講義においても、アクティブラーニングを取入れるなど、教授方法を改善するための努力を行っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生の学修支援充実のために、オフィスアワーを全学的に実施し運営していることはもとより、リニューアルされた「学修支援センター」で教職員協働のもと「サポート学習」や「楽習アワー」を通して基礎学力の向上と学修意欲の促進に努めている。演習科目担当教員は、成績不振者を対象に履修指導や学生成長記録を活用した指導を行っている。離学者対策として、一定の単位を修得できていない学生に対して事務職員が学修状況全般について個別指導や履修相談を行い、当該学生保護者に対しては、保護者個別相談会を開催している。

コンピュータを利用した演習や語学・会計授業には、TA や SA(Student Assistant) を配置し、適切に活用している。大学院では GA(Graduate Associate) 制度を導入し、大学院生の研究指導を担当教員のみならず学部教員の協力のもと行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学士課程における成績評価、単位認定、進級及び卒業認定の基準が大学設置基準に基づいて設定され、大学学則、履修に関する規定、単位認定に関する規定に明記されているほか、履修の手引き等にも明示され、学修者へ適切に周知されている。ディプロマポリシーは、アドミッションポリシーとカリキュラムポリシーに関連を持たせ、それぞれの学部学科において、明確に定義されている。

学部のシラバスにおいて、授業計画及び成績評価基準が全ての科目について示され適用

されている。他大学における既修得単位の認定単位数の上限を設定し 60 単位としている。

大学院におけるディプロマポリシーが明確に定められており、大学院課程における成績評価、単位認定、修了要件等については、大学院学則に明示されている。また、履修要項に授業計画及び成績評価基準が全ての科目について明記され、適用されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

入学前教育、入学後の教育、就職のための指導といった一連の学生指導体制が整備され、教職員全員が一丸となって取組んでいる。入学前教育として、教員が作成する独自の課題を入学予定者に提供し、基礎学力の向上に努めている。入学後は、就業力を高めるためのゼミナール授業を行い、「学生成長記録(S-Log)」による学生の就学状況をカルテ形式で記録し、履修状況、単位修得状況のモニタリングなど、学生の成長を把握している。

キャリアサポート委員会の教授会内の配置、キャリアサポート室の設置、インターンシップ制の導入等、学生のキャリア教育のための支援体制も整備されている。各学科に設置されたコースは学生に就職の方向性を強く意識させる内容となっている。

こうした取組みを通じて、学生の社会的・職業的自立に向けた指導体制の整備が図られている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の調査、学生の意識調査、就職の企業アンケートなどをもとに、教育目的の達成状況を点検・評価している。また、この結果を教育課程（内容、方法）及び学修指導の更なる改善等に活用している。

授業アンケートの内容を反映した自己点検評価委員会と FD 委員会との有機的連携、学部連絡会議でのクラス運営・検討といった、学内での一連の取組みが行われている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援として、厚生補導のための組織の設置、各種の奨学金制度にみられる経済的支援、健康管理相談全般、課外活動中の事故や疾病に対する保険加入、保護者との教育懇談会等が講じられている。また、ハラスメント防止対策、留学生支援、日本からの海外留学支援等の体制も整備されている。

「思いやりと礼節委員会」は建学の理念に関わる大学の象徴的な部署である。その具体的活動には、①挨拶キャンペーンと路上喫煙の指導、清掃活動②「てんびんの詩」の DVD 上映会③学友会主催の清掃活動一がある。

学生には、学生生活調査やアンケート、学友会と教職員から構成される意見要望交換会などから大学へ意見や要望を出す機会が制度化され、大学はこれに対応している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

各学科の教育指導に必要とされる専任教員数は年齢別にバランス良く確保され、また大学設置基準で求められている教授数も確保されている。

教員の採用及び資格については、「大阪商業大学教員資格審査」に関わる諸規定、さらに、一部の技能系の科目担当者として「教育専任教員」「特任教員」の採用及び選考の規定があり、各規定は適切に運用されている。

FD 活動には学生による授業アンケートが生かされ、教育・授業運営の改善に寄与している。公開授業については、担当教員、見学教員、FD 委員から成る意見交換会で検討が行われ、その内容は FD ニュースレターで公開されている。

教養教育では、専門前教育として専門知識を十分に生かす着想力等の資質を涵養する狙いで、総合科目、コース科目から構成される副専攻科目が設置されている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

キャンパスは設置基準を十分に満たす規模を確保しており、学部、研究科の講義室、図書館、体育施設、事務室等が整備され、学生の学修・教育環境の利便性に配慮している。

図書館の規模、開館時間を含む運営体制、蔵書数、パソコンの館内貸出し制度、電子ジャーナルやデータベースの整備、利用者アンケートの実施、耐震化対策、段差の除去などソフト・ハード両面での環境整備は充実し、地域にも開放されている。

演習室には無線 LAN が整備され、IT 化が図られている。教育効果を上げるために 1 年次生から 4 年次生までのゼミナール・演習では 25～30 人、1 年次生の英語クラスでは 40 人、情報処理関係では 35～50 人というように、授業の特性に応じた人数制を設けて適切に管理している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人谷岡学園寄附行為」や大学学則、就業規則などの各種規定により学内の管理運営体制が整備されており、教職員は就業規則に基づき業務を遂行するとともに法人全体の CS（顧客満足）理念及び行動指針に沿って適切に運営されている。

私立学校法、学校教育法、設置基準をはじめとする管理運営に関する法令の遵守も適切に行われている。また、「個人情報保護」「公益通報制度」「ハラスメント防止」「危機管理」についても、諸規定を整備し法令に従い適切に行われている。

教育研究活動等の情報については、「情報公開」から「情報公表」に定義を変更し、「数字で見る大商大」を精査して、新たに「教育情報の公表」として大学ホームページ上で適切に公表している。また財務情報についても、財務三表のほか、財産目録及び事業報告書、

監査報告書を利害関係者への閲覧を供するとともに法人ホームページ、法人広報誌において適切に公開している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為に基づき、最高意思決定機関である理事会は適切に管理運営を行い、評議員会は諮問機関としての機能を果たし、意思決定を戦略的に実施する体制を整えている。

寄附行為において理事会は、3月と5月の定例の他、必要に応じて理事長が招集すると定められており、平成25(2013)年度は6回開催され適切に運営されている。各回の理事会の理事の出席率は高く、法人の最高意思決定機関として適切に機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の教育研究に関わる全学的な意思決定機関として、大学教授会と大学院教授会があり学長及び研究科長が議長となってリーダーシップを発揮している。学部学科間などで調整が必要な場合は学部連絡会議で審議を行うなど、学内の意思決定機関の組織が整備され適切に機能している。

学長は理事長を兼務しており、大学運営協議会などでも議長を務め、教育研究活動における重要事項や事業計画の審議を行い、法人の他の設置校との連携を図りながら適切に大学を運営している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会と各設置校の教学組織との意思疎通を図ること及び校務運営に関する連絡調整を行うことを目的として、年2回の「設置学校長会」を開催している。同会は、理事長、学校長・園長、法人本部長を構成員として開催され、構成員間の十分な意思疎通が図られている。このように管理組織と教学部門とが円滑な関係を保ち、法人の経営方針を現場の活動に直結させる仕組みが構築されている。

寄附行為に基づき理事会と評議員会は適切に運営が行われ、監事は監査法人及び監査室と連携を図りながら業務監査及び財産状況の監査を実施しており適切に機能している。

理事長は、管理部門と教学部門の連携を図りながら法人の運営を行っている。また、法人ホームページの教職員向けページに「理事長への提案箱」を設置し、教職員の意見をくみ取ることを行っている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」が整備され、法人本部や大学運営のための事務処理を行うため大学事務局を置き、適切な執行体制をとっている。

平成 24(2012)年度には事務組織を再編し、平成 23(2011)年度から取り組んでいる「就業力育成支援プロジェクト」の実施に当たり、大学の各組織間で有機的連携を図り、体系的に支援できる体制を整えている。

職員の能力・資質向上については目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度、賃金制度などの新人事制度を導入し、人事運営の方針を明確にしている。また、専任職員以外の契約職員などにも新しい人事制度を取入れるなど、雇用形態の多様化に対する体制整備にも取り組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

予算検討委員会において、各設置校の中長期事業計画と単年度事業予算計画に連動した法人全体の財務計画を検討しており、財政基盤と収支バランスを維持するための具体的目標を定めている。過去5年間の法人全体の帰属収支差額はプラスであり、大学の人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率はいずれもバランスがとれており、安定した財政基盤を確保している。

外部資金の獲得は施設を利用した事業収入に積極的に取組んでおり、科学研究費助成事業の補助金については今後、積極的に獲得していくための整備を進めており、申請件数については徐々に増加している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に基づき、経理に関する各種の規定を整備し、適切に会計処理が行われている。監事と監査法人、また監査室がそれぞれの役割を担当し、監査を実施すると同時に、効果的に監査を実行するための「三様監査推進懇談会」を年に3回実施するなど、監査体制の整備と厳正な実施に取り組んでいる。

財務システムは大学の組織に合わせたシステム化がされており、各部局と大学全体の予算執行状況を適切に管理している。

基準4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準4を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。平成4(1992)

年から組織的に自己点検・評価に取り組んでおり、大学学則第2条に定めるとおり、教育水準の向上を図り教育目的を達成するために、独自に大学の教育活動の状況についての自己点検・評価を適切に行っている。学長が委員長を務める自己点検評価委員会と、下部組織として自己点検評価実施委員会が設置され、毎年度の報告書の取りまとめを実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

提出された根拠資料（エビデンス）を各種委員会において自己点検・評価し、その結果を自己点検評価実施委員会が全学的視点から整理している。事務局長室が、学生の教育に関する情報を多面的に収集している。自己点検・評価の結果は報告書としてまとめられ、報告書は大学図書館へ配架され、またホームページ上でも公開されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

平成 23(2011)年度に設置された、自己点検評価委員会と実務を担当する自己点検評価実施委員会は、大学に設置する各種委員会と連携を図りながら自己点検・評価を行い、PDCA サイクルの中心的役割を担い、各年度において報告書を取りまとめている。また大学の自己点検・評価活動は、教員個々においても行われており、大学の教育研究等の水準向上を図ることを踏まえ、組織的な点検評価体制として機能している。自己点検・評価の活動を通して大学の問題点を抽出し、その過程で学生の相談窓口の一元化を図る必要性を認識し、ワンストップサービスを開始するなど、この活動が有効に働いている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献と連携

A-1 知的資産を活かした社会貢献

- A-1-① 教育研究活動による協力と貢献

A-1-② 学内機関活動による協力と貢献

A-2 知的資産を活かした初等中等教育機関等との連携

A-2-① 初等中等教育活動の支援

【概評】

教育研究活動による協力と貢献として「フィールドワークゼミナール」による地域社会への貢献を行っている。また、大学院研究講座、市民ビジネス講座、「東大阪市連携 7 大学公開講座」などに取組み、東大阪市とその周辺地域への社会貢献活動を実践している。

学内機関活動としての協力と貢献として比較地域研究所、アミューズメント産業研究所、商業史博物館、大商大アントレ・ラボ、大商大リエゾンオフィス、大阪商業大学企業交流会などが社会貢献活動を行っており、高く評価できる。

スポーツセンターや河内の郷土文化サークルセンターなど産業以外の分野においても、地域社会との連携強化や市民文化サークルとの協働など、その地域に即した貢献を数多く実施している。

大学での起業教育で蓄積された知的資産を活用して高等学校及び地方自治体と連携し、出張講義を実施し起業教育を支援している。「ビジネスアイデア甲子園」は全国の高等学校からの参加があり、12年間継続して行われ、高校生にとって魅力のある活動として評価できる。

平成 15(2003)年に発足した「起業教育研究会」においては、起業教育について議論し、「起業教育」や「ビジネスアイデア甲子園活用ガイド」などを通して、高等学校に発信している。

平成 21(2009)年度より授業科目として、地元の小・中学校、高等学校に学生が行事や部活動サポートなどを行う「地域連携教育活動」を開設し、コミュニケーション能力の向上などを図っている。地域との連携と学生の職業意識の高まりなどが期待でき評価できる。

